

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	市民文化部 戸籍市民室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）の施行に伴い、平成27年10月から亀山市に住民登録がある市民全員に通知カードの交付による個人番号の通知が行われ、平成28年1月から個人番号カードの取得を希望する方に個人番号カードの交付が行われることとなります。</p> <p>通知カード及び個人番号カードの初回の交付については無料となりますが、再交付については有料となることから、通知カード及び個人番号カードの再発行に係る手数料について、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、個人番号カードの交付を開始することに伴い、住民基本台帳カード（以下「住基カード」といいます。）については交付を終了することから、住基カードに係る手数料について、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>第1条関係</p> <p>手数料を徴収する事務に、通知カードの再交付の規定を加え、その手数料の金額を500円とすることとします。 <別表第1関係></p> <p>第2条関係</p> <p>(1) 手数料を徴収する事務に、個人番号カードの再交付の規定を加え、その手数料の金額を800円とすることとします。 <別表第1関係></p> <p>(2) 住基カードの交付を終了することにより、住基カードの交付及び再交付に係る手数料の規定を削ることとします。 <別表第1関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、次のとおりとします。</p> <p>第1条関係</p> <p>施行日は、平成27年10月5日とします。</p> <p>第2条関係</p> <p>施行日は、平成28年1月1日とします。</p>		

亀山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 29 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 32 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 亀山市手数料条例（平成 17 年亀山市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 35 の項を 36 の項とし、34 の項の次に次のように加える。

35 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 7 条第 1 項に規定する通知カードの再交付	通知カードの再交付手数料	500 円
---	--------------	-------

第 2 条 亀山市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 22 の項及び 23 の項を削り、24 の項を 22 の項とし、25 の項から 33 の項までを 2 項ずつ繰り上げ、34 の項を 32 の項とし、同項の次に次のように加える。

33 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付手数料	800 円
---	----------------	-------

別表第 1 の 35 の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」を「番号法」に改め、同項を同表の 34 の項とし、同表の 36 の項を同表の 35 の項とする。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 2 7 年 1 0 月 5 日から、第 2 条の規定は平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。